



人事 任命されました 人権擁護委員

平成19年1月1日付けで、杉山良三さん（上野田）と小林明久さん（大久保）が、同じく4月1日付けで、岩崎信幸さん（北下）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員の主な仕事は、人権相談や人権思想の啓発活動などです。お気軽にご相談ください。



調査 全国一斉調査

商業統計調査にご協力を

6月1日現在で、「商業統計調査」が全国一斉に行われます。全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象になります。

この調査は、商業の実態を明らかにして、国や都道府県・市



▲岩崎信幸さん



▲小林明久さん



▲杉山良三さん

区町村の商業振興、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるものです。5月下旬に県知事から委嘱された調査員が各事業所に伺います。

また、この調査は統計法に基

づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を、統計上の目的以外に使用することはありません。皆さまのご協力をお願いします。

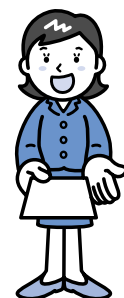
なお、疑問や不明な点がありましたら、役場総務政策課または県庁統計課までお問合せください。

医療 高額医療費 入院時の医療費の支払い方法が変わります

70歳未満の人が入院したとき、平成19年3月までは自己負担を一時全額負担して、あとの申請で限度額を超えた分を支給しましたが、平成19年4月から「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額

▼手続きの流れ

までとなります。平成14年からすでに、70歳以上では実施していましたが、平成19年4月から70歳未満も対象となります。（国保税の滞納があると認定証の交付を受けられないことがあります。）



▼問合せ先
県庁総務局統計課経済産業グループ
027・226・2410
役場総務政策課政策室
54・3111（内線127）

入院が決まったら

認定証の交付申請

- ◆国保加入者
役場健康福祉課窓口
- ◆国保以外の人
社会保険事務所などの窓口で申請

認定証の交付

医療機関窓口
に保険証と一緒に
認定証を提示

▼問合せ先

役場健康福祉課保険室 ☎54・3111（内線156）

水道
平成19年8月分(7月検針分)から
水道料金を改定します

水道事業の運営について日ごろよりご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

本町の水道事業は、平成10年の料金改定から、9年間据え置いて事業運営を行ってまいりました。この間、経費の節減、事務の合理化を行い現在まで健全な運営を行うことができました。

ところで、本町は吉岡バイパスや上毛大橋の開通など幹線交通網の整備・拡充で、県下でも人口の伸びが最も高く、さらに前浜・高浜バイパスの開通を見据え、今後も増加傾向は続くと思われまます。

このような人口、消費、経済エリアの拡大は、当然水道使用量の伸びにつながり、現状では浄水・配水能力が追いついていない状況となっております。これらの解消に向け、6年前から第4次拡張事業実施計画に基づいて、浄水場および配水池などの施設整備を推進している状況です。

このような状況下で、現行料金そのまま推移すると、多額の資金不足が生じる見込みであり、

今後の水道事業の経営安定化を図るため、調査研究懇談会で事業の必要性や課題などを精査し、また他市町村の水道料金などの比較を行うなど、料金改定の必要性について3回にわたり審議を重ねてまいりました。その答申をもとに3月議会に提案し、平成19年8月から水道料金の引き上げを実施することになりました。

今後も「安全で安心なおいしい水」の安定供給をめざして、サービスの向上および経費節減や経営の合理化を図りますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ先 役場上下水道課上水道室 ☎54・3111(内線503)



水道料金新旧対照表

(消費税抜き)

用途別 ／料率	基本料金		超過料金 (1立方メートル)	
	水量	使用料		
一般用	使用水量10立方メートルまで	1,000円	11~30立方メートル 108円	31立方メートル以上 128円
大口用	使用水量200立方メートルまで	17,100円	201~500立方メートル 107円	501立方メートル以上 132円
特別用	使用水量50立方メートルまで	6,300円	51立方メートル以上 125円	
営業用	使用水量200立方メートルまで	29,000円	201~500立方メートル 154円	501立方メートル以上 173円

※新しい水道料金には、メーター使用料が含まれています。また、改定前の公共用は一般用に、官公署・学校は特別用に含まれます。

(消費税抜き)

用途別 ／料率	基本料金		超過料金 (1立方メートル)				
	水量	使用料					
一般用	使用水量10立方メートルまで	880円	11~30立方メートル 97円	31立方メートル以上 113円			
大口用	使用水量200立方メートルまで	14,980円	201~500立方メートル 93円	501立方メートル以上 113円			
特別用	使用水量20立方メートルまで	5,600円	21立方メートル以上 110円				
営業用	使用水量200立方メートルまで	25,300円	201~500立方メートル 135円	501立方メートル以上 150円			
公共用	使用水量10立方メートルまで	755円	11立方メートル以上 84円				
官公署・学校	使用水量100立方メートルまで	7,550円	101立方メートル以上 84円				

(メーター使用料)

口径別	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル
使用料	50円	100円	150円	200円	200円	1,100円	1,700円